

令和 8 年 6 月 4 日

令和 8 年度沖縄移民ドキュメンタリー映画製作支援事業に係る質問事項回答

質問 1 : 提出書類様式 8 実績書について

当会は、沖縄移民の歴史を映画化するために設立した任意団体ですが、組織を構成する個人や企業の中には類似製作物の実績を有する者がおります。
この場合、構成員の一部の実績を記載することによろしいでしょうか。

【回答】

ご質問の通り、「実績書（様式 8）」に構成員の一部（個人や企業）が有する類似製作物の実績を記載いただいて差し支えありません。
なお、共同企業体の場合は、構成企業ごとに様式を分けて作成してください。

質問 2 : 提出書類様式 4 経費積算内訳書について

「※合計（総事業費）の 10/10 以内」、との記載がありますが、これは当会の事業費全体ではなく、2,500 万円を最大値とする経費の内訳書ということでしょうか。

【回答】

「経費積算内訳書（様式 4）」には、映画製作に必要となる費用のうち全ての補助対象経費の内訳をご記載ください。様式 4 に記載のない経費については、補助の対象として認められませんので、申請に当たっては必ずご確認ください。

質問 3 : 補助金交付要綱内に記載のない事項

・映像作品自体の著作権は製作団体ならびに映画製作の契約書に基づいた権利者に帰属しますか？

【回答】

交付要綱第 25 条の規定により、補助事業の結果として生じた著作権その他の知的財産権は、補助事業者に帰属するものとしています。

質問 4 : 補助金交付要綱内に記載のない事項

・上記に加えて、世界のウチナーンチュ大会以降の一般劇場公開、テレビ、インターネット配信等の権利は製作団体に帰属しますか？また、収益化した場合の利益の配分等は必要になりますでしょうか？

【回答】

著作権が補助事業者に帰属することから、大会以降の一般劇場公開、テレビ、インターネット配信等の権利も補助事業者に帰属するものと考えます。

収益について実行委員会への配分は求めませんが、大会以降であっても、交付要綱第 27 条の規定により、補助事業により製作された著作物について、非営利目的かつ本事業趣旨の普及広報に必要な範囲において、無償で利用（上映、一部の加工、パンフレット等への掲載）することに同意して頂くことが要件となります。

質問5：補助金交付要綱第4条4と5

・本事業に関して、ハワイ、ブラジル、ペルー等海外での支出が見込まれます。
(現地での支出に加えて、各地の沖縄系のスタッフへの人件費など)
海外での支出に関する消費税の取り扱いや支払証憑の取り扱いはどうなります
でしょうか？

【回答】

海外での支出（現地での経費、現地スタッフへの人件費・謝金等）につきましても、国内支出と同様に帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。

併せて日本円への換算根拠（支払日のレートや決済時の明細等）が確認できる書類を整理しておいてください。関係書類は補助事業完了の属する年度の終了後5年間の保存義務があります。

なお、補助対象経費の算出にあたっては、原則として消費税及び地方消費税を含まない額としています。ただし、補助事業者が消費税法における免税事業者である場合等、消費税等の仕入控除を行うことができない場合は、消費税等を含めた額を補助対象経費とすることができることにしています。